

附属機関等に関する基本指針

行政の合理化、効率化の観点から附属機関及び私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の適正な設置、機能の充実及び円滑な運営を図るとともに、市民の参画及び開かれた市政の推進のため、附属機関等に関する基本方針を定めるものとする。

1 合議制審議機関等の分類

設置しようとする審議会等の組織上の位置づけを以下の分類により正確に把握するものとする。特に、附属機関として設置すべき性質のものを私的諮問機関として設置しないよう注意する。

(1) 附属機関

審議会、審査会、協議会等その名称のいかんを問わず、専門知識を要する事務、客観性・中立性を求められる事務又は市民の意見を反映させる必要性の高い事務などに関し、市民や有識者が市長その他執行機関の長（以下「市長等」という。）の求めに応じてその必要な調査、審議、審査、調停等を行うための機関であって、地方自治法第138条の4第3項に規定するものをいう。

(2) 私的諮問機関

市長等が意思決定をするに際し、学識経験者などから有用な意見の提供を求める機関であって、主に時限的又は臨時に設置されるものをいう。

(3) その他

附属機関等と混同されやすいものとして次のようなものがある。

ア 専門委員

専門の学識経験に基づく鑑定、判定、調査等を単独で行うもので、独任制の市長の補助機関

イ 内部検討組織

市職員により構成されたもので事務執行の一方法といえるもの

ウ 外部連携組織

関係機関との意見交換若しくは重要事項の連絡又は関係団体間との連絡調整を主な目的に設置するもの

2 附属機関等の設置

附属機関等の設置目的を明らかにし、最も効率的な設置方法を検討するとともに附属機関等によることが最適かどうかについても検討するものとする。

(1) 新設

法令により必置とされている場合を除き、審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれていない場合又は既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限り、附属機関等を新たに設置することができるものとする。なお、臨時的に設置する附属機関等は、設置期限を定めるものとする。

また、主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務について、アンケート、公聴会、パブリックコメント等他の方法で、より効率的かつ合理的に市民の意見を得ることができる場合は、それらの方法の導入を検討するものとする。

(2) 統合

類似、同種の機能を持つ附属機関等は、統合を図ることとする。

(3) 廃止

次の附属機関等は、法令により必置とされているものを除き、原則として廃止する。

ア 既に設置目的が達成されたもの

イ 社会経済情勢の変化等により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

ウ 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの

エ 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも少ないなど活動が不活発なもの

オ 附属機関等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応可能なもの

3 附属機関の責務

附属機関である審議会、審査会、協議会等は、個別の所掌事務について外部の視点から調査、審査、審議及び評価（この項において「審査」という。）を行う権限を有する。

なお、事前審査のみでなく、進捗状況の審査及び事後審査も行うものとする。

4 委員の選任

附属機関等の委員の選任は、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行政運営を図るため、その機能が十分に発揮されるよう、男女構成、居住地域及び幅広い年齢層を考慮して適切な人材を選任するものとする。

(1) 委員の定数

附属機関等の委員数は、法令で特に定めがある場合を除き、原則として20人以内とする。
また、審議の充実や迅速化を図るため適正規模を検討し、委員の改選時期を目処に可能な限り縮小することとする。

(2) 委員の構成

ア 男女委員の構成

男女共同参画社会の実現に向け、委員の構成比率が男性及び女性のいずれかに偏ることがないように、男女どちらか一方が皆無であるという状況は避け、男性又は女性の割合が構成員数の40パーセント以上になるように努める。

イ 関係団体からの選任

同一人が多数の委員となることを回避し、幅広く意見等を聴取するため、関係団体から選任する場合は、推薦団体に偏りを避けるよう働きかけ、当該団体の長等特定の者に限らず、広く構成員の中から推薦を受けることとする。

ウ 委員の年齢構成

年齢構成に偏りがないように配慮し、可能な限り青壮年層の積極的な登用を図るものとする。

エ 委員の地域性配慮

全国的に類を見ない大規模な合併を行っている当市の特性から、特に案件が地域性に及ぶものにおいては、委員構成の地域性についても配慮する。

オ 市議会議員、市職員の取扱い

自治体の意思決定機関である議会の構成員である市議会議員や市長の補助機関である職員は、法令に定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(3) 委員の任期及び再任の制限

附属機関の委員の任期については、原則として2年以内とする。再任することはできるが、公正かつ幅広い意見等を聴取し、附属機関の活性化を図るため、委員の在任期間は、原則として連続3期以内とする。なお、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

なお、私的諮問機関については、時限的又は臨時的に設置するものであるため任期は設定しない。

(4) 委員の併任の制限

公正かつ幅広く意見等を聴取するため及び委員が職務を十分に果たせるよう、できるだけ同一人が多数の委員を兼ねないよう配慮する。同一の者を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、原則として一人につき同時に5以内の選任を限度とする。

5 委員の公募

附属機関等の設置目的又は所掌事項に照らして、広く市民に意見及び要望を求める必要があると認められる場合は、委員の一部を市民から公募し選任するよう積極的に努めるものとする。

(1) 公募を行わない場合

次のいずれかに該当するときは、公募を行わないことができる。

ア 法令又は条例の規定により委員となるべき要件が制限されているとき。

イ 行政処分に関する審議等を行うとき。

ウ 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。

エ 委員を迅速に選任する必要があるとき。

オ 附属機関等の設置目的及び所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。

(2) 公募委員の数

上記以外の附属機関等は、原則として最低1名以上の公募委員を登用することとし、委員総数の10パーセント以上を対象とすることを目標とする。

(3) 再任及び併任の取扱い

多数の市民が行政に参画し、幅広い意見を反映させるため、同一の附属機関等における公募委員の再任及び他の附属機関等の委員との併任は、原則として行わないものとする。ただし、当該附属機関等における審議の継続性を確保する等特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

(4) 公募委員の選任

公募委員の選任は、附属機関等の特性に応じて、応募資格、選考方法その他必要な事項を定めるものとする。

6 委員の選任に関する情報、募集及び会議開催に関する情報の一元管理、集約

附属機関等の委員名簿は人事課長において一元管理し、選任においては、あらかじめ人事課長に協議するものとする。

市民参加を促進するため、附属機関等の委員募集、開催、結果等情報の集約化を図り、広報担当課長がホームページ等で一元的に情報発信、情報提供していくものとする。

7 会議の運営

会議を開催するにあたっては、会議の招集回数、開催時期、開催場所等を十分吟味の上、可能な限り事前に資料を配布する等会議の効率的運営に努める。

また、身体障害者や高齢者、子育てや介護をしている者等も参加できるように支援制度の有効活用を促す等、多様な市民の参加に努めるものとする。

8 会議の公開

附属機関等の透明性を高めるため、法令又は条例に特別の定めがあるものを除き、附属機関等の会議は原則公開とする。

(1) 公開の方法等

ア 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

イ 傍聴人に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、資料の中に非開示情報が記載されている場合又は資料が相当の量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

ウ 会議の開催に当たっては、当該会議の議題、開催日時、開催場所、傍聴手続及び会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、できる限り事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(2) 公開しない場合

当該会議が今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）第7条に規定する非開示情報を含む内容について審議を行う場合等は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

(3) 会議公開の周知方法

会議を開催する場合、広く市民に周知するため、市ホームページ等に会議情報を掲載する。

(4) 会議録の公開

ア 会議録は、原則公開とする。

イ 附属機関等の事務局（担当課）は、会議終了後、議事の概要を記録した会議録を作成し、市ホームページに掲載するとともに、会議資料と併せて事務局において一般の閲覧に供するように努めるものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 附属機関等の委員の選任に関する規定は、施行日以後に選任される当該附属機関等の委員から適用する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。